○法務省告示第三百十五号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月十九日法務省告示第四百二十号の一部を次のように改正する。

平成二十五年八月三十日

法務大臣　谷垣　禎一

第二号の表に次のように加える。

株式会社くらコーポレーション	大阪府堺市中区深阪千三十五番地二	非加熱性水産加工食品製造業

○法務省告示第三百十六号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月十九日法務省告示第四百十九号の一部を次のように改正する。

平成二十五年八月三十日

法務大臣　谷垣　禎一

第二号ロの表に次のように加える。

森山工業株式会社	東京都板橋区徳丸二丁目十八番二十五号	配管

○法務省告示第三百十七号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月五日法務省告示第三百九十三号の一部を次のように改正する。

平成二十五年八月三十日

法務大臣　谷垣　禎一

第二号の表有限会社緑ヶ丘縫製の項及びすがはら衣料の項から有限会社大西企画の項までを削り、同表丸藤縫製の項中「岐阜県岐阜市則武中一丁目九番」を「岐阜県岐阜市則武中一丁目九番一号」に改め、同表有限会社ニシダ物流センターの項、有限会社粟野リフォームの項、株式会社ムトー衣料の項、有限会社ドリームの項、サトー繊維の項、長岡穴かがりの項、ウェイラーズの項、有限会社ＢＥＡＭの項、株式会社ＳＰＩＮの項、有限会社サン・クリークの項からモリセ縫製工業所の項まで、フタバ被服株式会社の項から株式会社オンダの項まで、ファッションエフの項、井川縫製の項、井上縫製の項、協和理化学工業株式会社の項、株式会社大栄商会の項、伊藤配管工業株式会社の項、グリーンアートの項、株式会社タイレンの項、有限会社日比総建の項、有限会社橋本センイの項、安藤衣料の項、ゴトーホーセーの項、有限会社長井シェル技研の項、美義工業株式会社の項及び有限会社暁工芸の項を削り、同表エスアール縫製の項中「エスアール縫製」を「ファッションＭＴＫ株式会社」に改め、同表ファッションＫの項から有限会社うえむらの項まで、株式会社オンダマテックの項から有限会社タナカホウセイの項まで、西川プレスの項、チアーズの項、有限会社アルファーの項、松澤縫製の項、有限会社中西家具店の項、株式会社河匠の項、御嵩コンクリート工業株式会社の項、ミューズ建設株式会社の項、有限会社おやだ木工の項からＭＯＤＥあさのの項まで及び株式会社ポニーコーポレーションの項を削り、同表に次のように加える。

有限会社加藤プラスチック製作所	岐阜県岐阜市鏡島千七百八十五番地の一	プラスチック成形
厚見プラスチックス工業有限会社	岐阜県関市肥田瀬新蕨野三千六百七十一番地	プラスチック成形
有限会社カワダ精工	岐阜県揖斐郡大野町大字瀬古小字瀬古四百八番地の二	プラスチック成形

第三号中「平成二十二年八月五日」を「平成二十五年八月三十日」に改める。

○財務省告示第二百七十七号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十五年度の初日から平成二十五年七月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成二十五年八月三十日

財務大臣　麻生　太郎

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成二十五年度の初日から平成二十五年七月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸入数量
一	○・三トン
二	○トン
三	○トン
四	一〇、八三九トン
五	四五六トン
六	二トン
七	一〇トン
八	一トン
九	一一、五一四トン
一〇	一、七二六トン
一一	一六六トン
一二	三〇、一六九トン
一三	一、七六六、二四八トン
一四	五〇九、八三一トン
一四の二	二三七、八二七トン
一五	六〇トン
一六	四、四三〇トン
一七	四〇、五七九トン
一八	四、七九一トン
一九	五八九トン
二〇	三一四トン
二一	一〇、四二九トン
二二	三四四トン
二三	一、一四三トン
二四	七トン
二五	○トン
二六	一、四〇四トン
二七	三、五九四トン
二八	一・○トン
二九	一七一トン

○財務省告示第二百七十八号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第三項の規定に基づき、平成二十五年度の初日から平成二十五年七月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を次のように告示する。

平成二十五年八月三十日

財務大臣　麻生　太郎

平成二十五年度の初日から平成二十五年七月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　七万八千七百五十五トン

二　冷凍牛肉　十二万五千百十三トン

○財務省告示第二百七十九号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第七項の規定に基づき、平成二十五年度の初日から平成二十五年七月三十一日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を次のように告示する。

平成二十五年八月三十日

財務大臣　麻生　太郎

平成二十五年度の初日から平成二十五年七月三十一日までの豚及び豚肉等の輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　豚肉等　二十一万九千二百八十トン

二　生きている豚及び豚肉等　二十一万九千二百九十トン